

特区において講じられた規制の特例措置のあり方に関する評価意見

平成16年度 上半期分

平成16年8月31日

構造改革特別区域推進本部

評価委員会

はじめに

我が国経済の活性化のためには、規制改革を行うことによって民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要である。それにもかかわらず、依然としてさまざまな事情によって規制改革が進んでいない分野が多い。これは「国の規制は全国的な制度の最低基準を定めたもの（地域による上乘せ規制は現行でも可）」という従来の考え方が根強く残っているためである。しかし、経済社会環境の変化のなかで、「最低基準」の実質的な意味も変化していることから、まずは地域の特性に応じて弾力化された規制のあり方も認めるとともに、その特定地域での成果をもって全国的に地域の裁量に基づく多様な規制のあり方を構築させようというのが構造改革特区制度の趣旨・目的である。すなわち、個々の分野における規制改革の社会的な実験であると同時に、地方の自主性を試す場でもあることが、構造改革特区の意義である。

以上のような考え方のもと、平成14年秋の臨時国会で構造改革特別区域法が成立し翌15年4月から施行された。同月末には規制の特例措置を利用して事業を行う特区第1号が誕生し我が国初の特区が実質的なスタートを切った。そして現在では全国で386の特区が、地域の特性を活かした種々様々な分野での事業を成功に導き活性化に結び付けようとしのぎを削っている。

そこで次の課題は、冒頭述べたように特区の成果を踏まえた全国的な規制改革への波及である。早くも平成15年6月にはいわゆる骨太2003において「認定された構造改革特区において実施されている規制の特例措置について、評価のための委員会で特段の問題の生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげる」ことが政府一致の方針として閣議決定され、翌7月には構造改革特別区域推進本部令に基づき当評価委員会が設置された。評価委員会は同年9月に第1回会合を持って以降、精力的に会合を重ね、特区の規制の特例措置の全国展開に向けて論点の整理、特区実地視察を含む調査の実施、規制所管省庁との意見交換（ヒアリング）、評価意見の集約の作業を行った。

これら一連の評価のプロセスを透明にするために、評価委員会の会議は原則として公開とした。特に、規制所管省庁と評価委員会のそれぞれの考え方の違いを一般に理解いただくための作業として最も重要な局面であった各省ヒアリングは全て公開で行った。また、規制の特例措置は多種多様な分野にわたるため、専門委員が任命され8分野の部会で専門的な見地から検討が行われた。評価委員会はそれらの結論を活かしてさらに網羅的・総合的に検討し評価意見を作成した。

1. 評価委員会の結論

評価委員会は、構造改革特別区域基本方針及び当評価委員会決定に基づき、今回平成16年度上半期に、規制の特例措置の全国展開に関する評価を行い、別紙のとおり結論を得た。概略を整理すると次のとおりである。

(1) 全国展開(26特例措置)

16年度中に法改正等含め必要な措置を講じ、規制の特例措置を全国的に適用(全国展開)。

(2) 平成16年度下半期に結論を出すもの(5特例措置)

今回は判断のための意見を提出しないものの、今後、規制所管省庁との討議を踏まえ、平成16年度下半期には結論を出すもの。

(3) 平成17年度上半期に結論を出すもの(7特例措置)

今回は判断のための意見を提出しないものの、今後、規制所管省庁との討議を踏まえ、平成17年度上半期には結論を出すもの。

なお、調査計画では、第1次提案で実現した規制の特例措置のうち、昨年4月または7月の認定申請に基づき認定のあった特例措置45を全国展開に関する評価の対象とする予定であったが、以下の7特例措置については、評価の対象から除いた。

(a) 規制の特例措置の性質上、全国展開に関する評価自体になじまないもの(4特例措置)

他の特例措置と併せて実施されることや、特区以外の地域と比べて優先的な取り扱いを定めたものであり、特例措置の全国展開に当たってその意味を失うため、全国展開になじまないもの等

(b) 認定特区がない、または評価を行う事業がない(3特例措置)

現時点では、国立大学の法人化等により特例措置の認定がないものなど、評価を行なうことが困難なもの等

2. 評価の検討過程

今回の評価のプロセスは、規制所管官庁、総務省行政評価局、評価委員会の三者による多面的な評価に基づき、その効果や弊害の有無についての調査が行なわれた。ここでの評価の視点としては、以下の点がある。

第1に、弊害に重点をおいた調査の実施である。構造改革特別区域基本方針においては、「規制所管省庁は、(中略)全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとする。」とされている。これは規制改革が、必ずしも既存の制度の下での人々の行動変化を強制するものではなく、単にその選択肢を拡大させるものであることから、規制の特例措置の実施に伴う弊害が明確に立証されない限り、それを全国的に展開することが合理的と考えられるためである。

第2に、特区における規制の特例措置の導入から評価までの期間に関するものであり、規制所管省庁から弊害の有無を判断するために十分な時間が得られていないという意見があった。この調査期間については、季節により様々な事情が発生する規制の特例措置もあることから、少なくとも1年間が必要とする意見も多く、それらについて合理的と考えられる場合には、次回まで判断のための意見の提出を留保した場合もあった。他方で、規制所管省庁の調査期間についての意見が合理的であると考えられない場合には、速やかに全国規模の規制改革につなげるため、より早期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うべきとの意見を提出したものもある。

第3に、評価のための調査対象数に関するものであり、規制所管省庁から弊害の有無を判断するために十分な標本数が得られていないという意見もあった。これについては、規制の特例措置自体の調査対象数が限られていたとしても、すでに類似の事例が数多く存在している場合や、少数でも十分な弊害防止措置がなされている場合には、全国展開をしても問題がないと判断した。

3. 特区の全国展開の意味

最後に、特区における規制の特例措置の全国展開の意味に関して、以下の点を明確にする必要がある。

第1に、特区の全国展開とは、地方自治体による特区の申請・認定の手続きなしに、特区における特例措置と同様の規制改革が全国的に実現することであり、同時にこれにともなって構造改革特別区域法に該当する規制の特例措置は廃止される。したがって、上記の措置にともない、すでに個々の特区において実施されている事業に関しては、何らの変更も生じない。

第2に、評価委員会は、既存の特区の全国展開に関する評価のみならず、すでに認定された特区について、実施されないか十分な数の事業者が参入しないような場合には、それが関連する規制等の影響でないか等についても引き続き調査検討を行なうこととする。

評価委員会の作業に休みはない。当意見に添付した参考資料にあるように、今回の全国展開による効果は大きく、また、今後評価の対象となる規制の特例措置は数多い。本日の平成16年度上半期評価意見取りまとめ後、速やかに下半期の評価のための調査を開始しなければならない。今回、評価委員会の特区実地視察などご配慮いただいた方をはじめ、評価意見のとりまとめに際しお世話になった方々に対してお礼申し上げ、下半期の評価の作業においても我々は全力を尽くすことを表明する。

特区評価委員会の意見について

事業番号	規制の特例措置	省庁名	措置区分	評価意見
401	住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業	総務省	通達	全国展開
402	印鑑登録証明書の自動交付機の設置場所拡大事業	総務省	通達	全国展開
403	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業	総務省	政令	全国展開
405	空中線利得を増大した5GHz帯無線アクセスシステムの導入事業	総務省	省令	全国展開
406	電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業	総務省	省令、告示	全国展開
407	農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業	総務省	通達	全国展開
408	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業	総務省	省令	全国展開
501,502,503	外国人研究者受入れ促進事業	法務省	法律	全国展開
701	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業	財務省	法律	全国展開
702	税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業	財務省	通達	全国展開
802	構造改革特別区域研究開発学校設置事業	文部科学省	告示	16年度下半期
803	不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業	文部科学省	省令	全国展開
804	高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業	文部科学省	省令	全国展開
805	Ⅱ等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業	文部科学省	通達	全国展開
806	三歳未満児に係る幼稚園入園事業	文部科学省	法律	17年度上半期
807	幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業	文部科学省	省令	16年度下半期
810	市町村費負担教職員任用事業	文部科学省	法律	全国展開
813	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	文部科学省	法律	全国展開
814	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	文部科学省	法律	全国展開
903	官民共同窓口の設置による職業紹介事業	厚生労働省	通達	全国展開
905	農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業	厚生労働省	法律	全国展開
906	指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業	厚生労働省	通達	17年度上半期
909(917)	障害児施設における調理業務の外部委託事業	厚生労働省	通知	17年度上半期

事業番号	規制の特例措置			評価意見
914	保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業	厚生労働省	通知	16年度下半期
1001	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業	農林水産省	法律	16年度下半期
1002	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業	農林水産省	法律	全国展開
1102	中心市街地における商業の活性化事業	経済産業省	法律、省令	17年度上半期
1103	資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業	経済産業省	省令	全国展開
1104	一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業	経済産業省	省令	全国展開
1107	ジメチルエーテル試験研究施設の変更工事手続簡素化事業	経済産業省	省令	全国展開
1119	高圧ガス設備の開放検査期間変更事業	経済産業省	省令	全国展開
1120	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業	経済産業省	省令	全国展開
1201	公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業	国土交通省	通達	全国展開
1204	自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業	国土交通省	省令	全国展開
1205	重量物輸送効率化事業	国土交通省	通達	17年度上半期
1301・1302	国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業	環境省	省令	17年度上半期
1303	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者承認事業	環境省	通達	16年度下半期
1304	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業	環境省	告示	17年度上半期

(注1) 評価意見の欄

全国展開 地域を限定することなく全国において実施するもの

平成16年度下半期 :今回は判断のための意見を提出せず、平成16年度下半期に意見を提出するもの

平成17年度上半期 :今回は判断のための意見を提出せず、平成17年度上半期に意見を提出するもの

(注2)以下の特例措置については、全国展開に関する評価の対象として扱うことが妥当ではないため、評価対象外である。(別紙参照)

- 201 国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業
- 202 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業
- 504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業
- 505 特定事業等に係る外国人の永住許可事業
- 811 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業
- 815 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業
- 1101 再生資源を利用したアルコール製造事業

評価意見

別表 1の番号	401
特定事業の名称	住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	住民票の写しの自動交付機について、市町村の自主的な判断による設置を可能にする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	住民票の写しの自動交付機の設置のための既存の通知を見直して、新たな通知により住民票の写しの自動交付機の設置に際しての個人情報保護のためのセキュリティ基準を定めること。その際、新たな基準と同等の水準を確保するなら、市町村の判断により住民票の写しの自動交付機を設置して差し支えないこと 事後届出にすることを新たな通知に明記すること。
全国展開の実施時期	平成 16年度中に措置

評価意見

別表 1の番号	402
特定事業の名称	印鑑登録証明書の自動交付機の設置場所拡大事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	印鑑登録証明書の自動交付機について、市町村の自主的な判断による設置を可能にする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	住民票の写しの自動交付機の設置のための既存の通知を見直して、新たな通知により住民票の写しの自動交付機の設置の際に際しての個人情報保護のためのセキュリティ基準を定めること。その際、新たな基準と同等の水準を確保するなら、市町村の判断により住民票の写しの自動交付機を設置して差し支えないこと 事後届出にすることを新たな通知に明記すること。
全国展開の実施時期	平成 16年度中に措置

全国

評価意見

別表 1の番号	403
特定事業の名称	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業
措置区分	政令
特区における規制の特例措置の内容	土地開発公社が所有する造成地について、業務施設等の用に供するために賃貸することを可能にする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	土地開発公社が所有する造成地について事業用借地権を設定し、賃貸することができるようにすること (業務範囲の変更にあたるため、特区における規制の特例措置と同様に、土地開発公社の定款変更が必要)
全国展開の実施時期	平成 16年度中に措置

全国

評価意見

別表 1の番号	405
特定事業の名称	空中線利得を増大した 5GHz帯無線アクセスシステムの導入事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	5GHz帯無線アクセスシステムの無線局免許にあたり、アンテナの送受信能力（空中線利得）の上限を引き上げる。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容 要件のとおり、全国展開を行うこと。
全国展開の実施時期	平成 17年度中に措置

評価意見

別表 1の番号	406
特定事業の名称	電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業
措置区分	省令、告示
特区における規制の特例措置の内容	無線アクセスシステムの無線局免許について、電気通信事業者以外にも個別に付与する。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	(5GH 帯無線アクセスシステム) 無線アクセスシステムの無線局免許について、免許制に代わり登録制を導入し、電気通信事業者以外への参入要件を緩和すること。 (22/ 26/ 38GH 帯無線アクセスシステム) 特区における規制の特例措置の内容 要件のとおり全国展開を行うこと。
全国展開の実施時期	平成 17年度中に措置

評価意見

別表 1の番号	407
特定事業の名称	農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	農家民宿について、誘導灯及び誘導標識に関する規定を適用除外する等、消防用設備等に関する消防法令の規定の適用を柔軟に行う
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容 要件のとおり全国展開を行うこと。
全国展開の実施時期	平成 16年度中に措置

評価意見

別表 1の番号	408
特定事業の名称 措置区分	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業 省令
特区における規制の特例措置の内容	石油コンビナート等特別防災区域における施設地区の配置、特定通路の幅員、通路の配置及び形状等の基準について、同等の安全性が確保される代替措置を講ずることにより、適用除外にする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断 の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施 内容	規制の特例措置を全国展開するにあたっては、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令において、事業所ごとの状況に応じた設備の配置が可能となるよう、いわゆる「特認制度」を盛り込むこと。また、地方分権を推進する観点から、地方公共団体が特例内容に係る安全性の判断に事前に関与できるよう措置すること。
全国展開の実施 時期	平成 16年度中に措置

評価意見

別表 1の番号	501 502 503
特定事業の名称	外国人研究者受入れ促進事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	外国人研究者の在留期間の上限を3年間から5年間に伸長する。この際、研究成果を活用した事業を経営する活動を行う場合に在留資格変更許可を不要とする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	地方公共団体の関与のあり方（特に研究機関・施設の特定の方法、研究機関・施設の責任の明確化その他の弊害予防措置）、入管法上の他の在留資格の在留期間の上限が3年である中で外国人研究者受入れ促進事業に係る外国人の在留期間の上限を特区に限定することなく5年とした場合の整合性等について規制所管省庁において検討し、平成17年度中のできるだけ早期に検証を終え、平成17年度中に措置すること。
全国展開の実施内容	特定の研究施設において特定の分野に関する研究業務に従事する外国人について、併せて当該特定の分野に関する研究の成果を利用して行う事業を自ら経営する活動を行うことを可能とすること、在留期間の上限の3年から5年への伸長、当該外国人について、在留資格「研究」に係る学歴・実務経験の要件緩和及び在留資格「投資・経営」に係る投資要件・実務経験要件の緩和措置が採られていることなど、本特例措置により実現している内容を確保するとともに、弊害の予防措置を講じた上で全国展開を図るものとする。なお、弊害の予防措置を付加する場合には、必要最小限のものとする。
全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

評価意見

別表 1の番号	701
特定事業の名称	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料について、半額とする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	手数料の額は、臨時開庁に要する経費を勘案して定めるとい基準を原則とし、規制の特例措置は国際物流の効率策の効果が得られる場合には例外として2分の1としている。 このため、全国展開に際し、国際物流の効率化策の効果が得られる場合など一定の適用要件を設けること。
全国展開の実施時期	平成16年度中に措置

評価意見

別表 1の番号	702
特定事業の名称	税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	臨時開庁申請が確実に見込める時間帯において、特区内の官署に予め職員を常駐させる。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	<p>全国展開に際し 執務時間外の通関体制整備を図る官署にあっては、通関需要の多い時間帯（例えば、臨時開庁申請が1時間あたり1件以上）には予め職員を常駐させるとともに、それ以外の時間帯には個々の申請に応じて必ず所要の職員を配置できる体制とすること。また、それ以外の官署にあっては、執務時間外の通関需要に的確に対応すること。</p> <p>通関需要の見極めを行うこと。それに的確に対応するに際しては、執務時間外の通関体制整備を図る官署において、臨時開庁申請が1時間あたり1件を大きく下回らない程度（2分の1程度）を継続してあらかじめ常駐させる時間帯の目安とするとともに、実績のみではなく、臨時開庁申請件数の増加に直接結びつく新たな航路の就航、コンテナゲートのオープンなど、近い将来臨時開庁申請が1時間あたり1件程度確実に見込める時間帯が生じる場合には、その見込みに基づき、その時間帯の通関体制を整備すること。</p>
全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

評価意見

別表 1の番号	802
特定事業の名称	構造改革特別区域研究開発学校設置事業
措置区分	告示
特区における規制の特例措置の内容	学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定等、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。
評価	その他
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、学習指導要領は教育課程の最低基準（ナショナルミニマム）であって、その特例（ローカルオプティマム）を設けるには慎重でなければならない。研究開発学校制度は、1年目導入、2年目定着、3年目改善なので、構造改革特別区域研究開発学校についても特例措置に基づく教育課程の定着、改善の状況を検証するための一定の期間が必要であり、15、16、17年度を見た上で、17年度は改善とあわせて検討し、早ければ18年度には全国展開は可能かもしれない」とのことである。</p> <p>構造改革特別区域研究開発学校については、全国一律に学習指導要領を変えていくことを目指すものではないことから、研究開発学校制度と異なり、複数年にわたって教育の成果の評価を待つまでもなく、特段の問題がないと認められれば、可及的速やかに全国展開を行うべきである。具体的には、現行の学習指導要領においても、地方ごとの特殊性を反映した個別化の余地が十分に残されており、全体としてなお全国的な大綱的基準としての性格を持つものと認められる」（最大判昭51・5・21判時814）ものとされているところ、本特例措置を導入したことにより、児童、保護者、教員等の意欲が高まるなど実施上の効果は大きいとの認定自治体の声が多いため、全国展開の方策については現行の学習指導要領を前提に、どこまでなら特例（ローカルオプティマム）を認めるかという観点から、規制改革の趣旨を損なわないよう検討を行うことが適切である。</p> <p>このため、平成16年度下半期も引き続き評価を行なうこととし、評価に先立ち、評価委員会としても規制所管省庁における全国展開に向けた検討の途中経過を点検・確認し、規制所管省庁に対して意見を適確に表明することとする。</p> <p>特区制度における全国展開とは、特区計画の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法令等の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することであり、全国一律に教育課程を編成・実施することを意味するものではない。</p>
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表 1の番号	803(818)
特定事業の名称	不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	不登校児童生徒及び不登校状態の生徒を対象とした学校において、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。
評価	地域を限定することなく全国において実施。
の評価の判断の理由等	<p>全国展開により発生する弊害の有無について 無し</p> <p>不登校児童生徒が増大している現状について早急に対応することは重要であり、不登校児童生徒の個別のニーズに応じて対応し、改善を図ろうとする地域の前向きな取組については積極的な支援をすべきである。教育課程の基準による教育を受けられない不登校児童生徒等に配慮した教育を行うことが特例の趣旨であることから、構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)と異なり、特区における弊害の発生の有無を判断する際に教育課程の基準をそのまま当てはめて比較することは妥当ではない。本特例の適用実績は少ないが、不登校児童生徒にプラスに働くものであること、評価委員会による調査においても効果が認められるとの結果が出ていることから、規制所管省庁において最重要課題として可及的速やかに全国展開を行うこと。</p>
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	<p>1.特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行うこと。</p> <p>2.1.の要件については、地方公共団体の主体的な判断に基づきつつ、規制所管省庁の関与は憲法、教育基本法及び学校教育法上の観点から必要最小限なものとする。</p>
全国展開の実施時期	平成17年度中に措置。

評価意見

別表 1の番号	804
特定事業の名称	高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	他の高等学校や中等教育学校の後期過程に修得した単位を高等学校の単位数に互換できる単位数の上限を、20単位から36単位に引き上げる。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し 規制所管省庁によれば、学校外学修の単位認定の拡大は、より一層多様なニーズに対応した高等学校教育を実現する観点から、重要な課題と考えている」とのことである。このため、16年度の履修状況も踏まえ、具体的な検討を進め、今年度中に結論を得て、全国展開を行うこと。
今後の対応方針	
全国展開の実施内容	1.特区における規制の特例措置の内容 要件のとおり全国展開を行うこと。 2.1.の要件適合性については、地方公共団体が判断すること。
全国展開の実施時期	平成16年度中に措置

評価意見

別表 1の番号	805
特定事業の名称	Ⅱ等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体等がⅡ等を活用して提供する学習活動を、不登校児童生徒が教育支援センターや自宅等で行う場合に、当該学習について、指導要録上の出席扱いとし、また、成果を評価に反映する。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断 の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し 規制所管省庁は、当該事業については、不登校児童生徒に対する学習機会の充実が図られるという観点から、重要であると考えており、全国化に向けて前向きに検討したいと考えている。」今年度末までの実施状況において特段の支障がなければ、17年度には全国化の措置を講じる方向で、どのような条件の下であればよいかという点も含め検討する。」とのことだが、不登校児童生徒等対策は喫緊の課題であることに鑑み、規制所管省庁において可及的速やかに全国展開を行うこと。
今後の対応方針	-
全国展開の実施 内容	1.特区における規制の特例措置の内容 要件を踏まえ全国展開を行うこと。 2.1.の要件適合性については、地方公共団体が判断する。
全国展開の実施 時期	平成17年度中に措置。

評価意見

別表 1の番号	806
特定事業の名称	三歳未満児に係る幼稚園入園事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	幼稚園に入園できる時期を、満三歳からとしているところを、満三歳に達する年度の当初とする。
評価	その他 (平成 17年度上半期に評価を行う)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	3歳未満の幼児は 3歳の幼児に比べて心身の発達が未熟で個人差が大きい可能性があるため、四季を通じた 1年間の指導目標 計画に基づく集団生活と幼児の発達との関係について規制所管省庁において検証すること。その上で、平成 17年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表 1の番号	807
特定事業の名称	幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	幼稚園の教諭の専任規定に関わらず、幼稚園の学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない同年齢帯の幼児の教育・保育活動への参加を可能とする。
評価	その他 (平成 16年度下半期に評価を行う)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	合同活動事業の大半が本年の 4月から開始されたばかりであり、平成 16年度上半期調査時点においては、実証的データに乏しかったことを踏まえ、規制所管省庁において、特例で措置された合同活動の効果、長短所等 (例えば毎日預かっている保育園児と休み明けまで長期間家庭で過ごしてきた幼稚園児の夏休み明けの合同保育についての現場の対応など) について下半期に調査を行うこと。その上で平成 16年度下半期に評価し、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表 1の番号	810
特定事業の名称	市町村費負担教職員任用事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	教職員の給与を都道府県が負担することとする規定の例外を設け、市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用を制度化する。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	<p>全国展開により発生する弊害の有無について 無し</p> <p>特区事業における問題点の解消(条例の制定、研修の実施)、都道府県から市町村への負担転嫁についての懸念への対応、市町村費負担教職員の人事上の取扱い(人事交流、研修参加等)についての懸念の3点が規制所管官庁から懸念として示されているところであるが、基本的にその問題は、都道府県と市町村間で解決される問題である。このため、市町村費負担教職員を任用するかどうか、および、都道府県と市町村の間での教職員費用負担の分担については、地方公共団体の判断によるものとして、国としてもその判断を尊重すべきものと考えられる。このため、本特例については、全国展開を図るべきである。</p>
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	教職員の給与を都道府県が負担することとする規定の例外を設け、市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用を制度化すること。その際、市町村の人事上の自由度を拘束するような条件を付加しないこと。
全国展開の実施時期	平成17年度中に措置し、平成18年度から全国展開を図ること。

評価意見

別表 1の番号	813
特定事業の名称	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	国の各研究機関の試験研究施設の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大 (国の研究と関連性がある研究を実施する者への拡大)するとともに、条件の緩和 (当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。)を行う。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し 規制所管省庁からの報告によれば、全国展開することにより想定される弊害は、国の各研究機関から提起されていない。また総務省行政評価局追跡調査においても、特例措置の全国展開について、当該試験研究機関等として、支障があるとするものはなかった。
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容 要件のとおり全国展開を行うこと。
全国展開の実施時期	平成 17年度中に措置

評価意見

別表 1の番号	814
特定事業の名称	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	国の各研究機関の敷地の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大 (国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益な研究、又は国の研究機関の研究成果を活用して研究に必用な試験研究施設を大学内に整備する者への拡大)するとともに、条件の緩和 (当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。)を行う。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し 規制所管省庁からの報告によれば、全国展開することにより想定される弊害は、国の各研究機関から提起されていない。また総務省行政評価局追跡調査においても、特例措置の全国展開について、当該試験研究機関等として、支障があるとするものはなかった。
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容 要件のとおり全国展開を行うこと。
全国展開の実施時期	平成 17年度中に措置

評価意見

別表 1の番号	903
特定事業の名称	官民共同窓口の設置による職業紹介事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	公共職業安定所と民間職業紹介機関が共同窓口を設置する場合に、求職情報及び求人情報を共有化することが守秘義務規定に抵触しないことを明確化する。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	全国展開に際し、特区における規制の特例措置の内容・要件に個人情報の漏えいを防止するための措置を付加する場合には、必要最小限のものとする。
全国展開の実施時期	平成 16年度中に措置

評価意見

別表 1の番号	905
特定事業の名称	農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	県立の農業大学校が、許可によらず、届出により無料職業紹介事業を実施できることとする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容 要件のとおり全国展開を行うこと。
全国展開の実施時期	平成16年度中に措置

評価意見

別表 1の番号	906
特定事業の名称	指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	知的障害者及び障害児が、指定介護事業所、身体障害者デイサービス事業所及び在宅知的障害者デイサービス事業所を利用できるようにする。
評価	その他 (平成 17年度上半期に評価を行う)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	平成 16年度上半期調査時点において、いわゆる混合処遇による大きな問題は見られない。但し、受入事業の進捗している事業主体は少なく知的障害者固有の問題について情報の不足も指摘されている。これを踏まえ、新たに認定された特区の状況も見つつ、平成 17年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表 1の番号	909(917)
特定事業の名称	障害児施設における調理業務の外部委託事業
措置区分	通知
特区における規制の特例措置の内容	知的障害児施設、第一種及び第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設において、調理業務の外部委託を認める。
評価	その他 (平成 17年度上半期に評価を行う)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	<p>障害児施設における食事の提供は、症状の回復・重症化予防の観点からの対応が必要であるが、障害の状態は多様であり、体調も変動しやすいため、例えば、咀嚼・嚥下機能に障害がある児童やアレルギーを持つ児童への特別の配慮等一人一人への個別の対応が特に必要となる。その際、梅雨や酷暑、乾燥・寒冷など気候等の環境の変化も体調に大きく影響するため、年間を通じ、障害児の体調の変化と食事の提供の在り方について注意する必要がある。</p> <p>また、障害児の健全な発育のため、季節や行事に対応して食文化に触れ、また家庭的な雰囲気を楽しむことが重要であるが、これらの季節等に対応した献立についても、一人一人への個別の対応が特に必要となる。</p> <p>これらの点を踏まえ、規制所管省庁は、事業の実施状況について再度調査を行うこと。平成17年度上半期に評価し、特段の問題がなければ規制所管省庁は全国展開を行うこと。</p>
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表 1の番号	914
特定事業の名称	保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業
措置区分	通知
特区における規制の特例措置の内容	共用化指針に基づき設置された施設では、定員の範囲内で保育所の保育室において、保育所児と幼稚園児を合同で保育することを認める。
評価	その他 (平成 16年度下半期に評価を行う)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	合同活動事業の大半が本年 4月から開始されたばかりであり、平成 16年度上半期調査時点においては、実証的データに乏しかったことを踏まえ、規制所管省庁において、特例で措置された合同活動の効果、長短所等 (例えば毎日預かっている保育園児と休み明けまで長期間家庭で過ごしてきた幼稚園児の夏休み明けの合同保育についての現場の対応など)について下半期に調査を行うこと。その上で平成 16年度下半期に評価し、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表 1の番号	1001
特定事業の名称 措置区分	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付 法律
特区における規制の特例措置の内容	農業生産法人以外の法人が、地方公共団体又は農地保有合理化法人から農地等を賃借できるようにする。
評価	その他 (平成 16年度下半期に評価を行う)
の評価の判断 の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 現時点では判断できない。
今後の対応方針	<p>本特例措置については、特に、共同出役や共同利用施設の維持管理等に関する地域の取り決めが遵守されないことにより、地域の土地利用・水管理等の秩序に混乱を来し、周辺地域の営農環境の悪化を招くことが懸念されていたことから、弊害防止のための措置として、特定法人と地方公共団体等との間で農業の内容やその実施方法等について協定を締結し、これに従い事業を行うこと等を定めている。</p> <p>全国展開にあたっては、周辺地域との関係が作物の育成段階ごとの農作業の各行程で変わることから、特定法人の農作業が一巡するのを待って、これらの措置が弊害の予防措置として適切に機能しているかどうかを確認する必要がある。農業経営を開始した38法人のうち、稲作やりんご作等、9月から10月頃に収穫作業を終える法人は18法人となっている。したがって、規制所管省庁はいわゆる出来秋を待った上で再度確認のための調査・検討を行うこと。その上で、今年度下半期に評価し、特段の問題がなければ全国展開を行うこと。</p> <p>基本方針 2003」(平成 15年 6月 27日閣議決定) (抄)</p> <p>株式会社による農業経営 (農地のリース方式)の全国展開 構造改革特区で認められた「農地のリース方式」の全国展開については、その実施状況及び地域農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえて全国展開について検討し、平成 16年末までの間で可能な限り速やかに結論を得る。</p>
全国展開の実施 内容	-
全国展開の実施 時期	-

評価意見

	別表 1の番号	1002
	特定事業の名称	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業
	措置区分	法律
	特区における規制の特例措置の内容	特定農地貸付けによる市民農園の開設主体を、地方公共団体及び農業協同組合以外の者に拡大する。
	評価	地域を限定することなく全国において実施
	の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
	今後の対応方針	-
	全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容 要件のとおり全国展開を行うこと。
	全国展開の実施時期	平成 16年度中に措置

評価意見

別表 1の番号	1102
特定事業の名称	中心市街地における商業の活性化事業
措置区分	法律、省令
特区における規制の特例措置の内容	大規模小売店舗の新設及び変更の際の届出の後、8ヶ月間の新設及び変更を制限する規定を適用除外とする等、届出に関する立地手続きを簡素化する。
評価	その他 (平成 17年度上半期に評価を行う)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	<p>大型店出店直後の段階では、地域住民においては大型店出店に伴う生活環境問題よりも出店に伴うメリットの方をより高く評価しがちと考えられるため、出店後一定期間 (季節により変動する店舗経営 (通常、最大の繁忙期は年末の場合が多い)が一巡する (本特例措置を利用して営業を開始してから)1年後を目途。)が経過し住民の評価が固まってから弊害の有無を判断することが適切である。また、周辺の生活環境」の状況は、対象となる中心市街地ごとに一定ではないことに鑑み、評価対象となる事例ごとに中心市街地の特性 (市街地内の学校、病院等の公共施設の有無、市街地内の住宅の数、中心市街地の規模等)を見極めた上で、当該事例でもって全国展開に関する評価が可能かどうか判断する必要がある。</p> <p>したがって規制所管省庁は、宇都宮市の年末の状況を調査する際に、上記可能性の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するとともに、既に認定された他の特区 (岐阜市、和歌山市) 新たな認定される特区の状況についても併せて再度調査を行うこと。その上で、平成 17年度上半期に評価し、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表 1の番号	1103(1122)
特定事業の名称	資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	電力の供給者と需要家との間に資本関係等の密接な関係がある場合に認められる特定供給制度について、同一企業グループとみなしうる取引関係等がある場合、供給者と需要家が組合を設立する場合についても認める。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	次の(1)又は(2)に該当する電力の供給者と需要家との間においては、生産工程、資本関係、人的関係等に関わらず、供給者は特定供給の許可が受けられるようにすること。 (1)取引等を通じて実態として同一企業グループとみなしうる関係を有し、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。 (2)共同して組合を設立し、当該組合が発電設備施設の保有又は維持管理を行う場合であって、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。 (特区における規制の特例措置には、協定に地方公共団体が関与することが要件とされているが、全国展開に際し、その必要性は認められないので、さらなる規制緩和を図ることとし、当該要件を課さないこと。)
全国展開の実施時期	平成16年度中に措置

評価意見

別表 1 の番号	1104
特定事業の名称	一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	家庭用燃料電池について、自家用電気工作物から一般用電気工作物に位置付けを変更し、一般家庭において主任技術者の選任や保安規程の策定・届出を不要とする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容 要件を踏まえ全国展開を行うこと。なお、特区における運転実績データから、安全上必要な事柄が新たに抽出された場合は、規制所管省庁にて平成 16 年度中に作成する技術基準に反映させること。
全国展開の実施時期	平成 16 年度中に措置

評価意見

別表 1の番号	1107
特定事業の名称	ジメチルエーテル試験研究施設の変更工事手続簡素化事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	ジメチルエーテル (以下「DME」という) の試験研究設備として地方公共団体が認めたものについて、処理量の変更を伴わない変更工事に際して必要となる手続きにつき、許可を届出に、届出を不要に簡素化する。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	全国展開に際し、特区における規制の特例措置の内容のとおり全国展開を行うこととし、例えば試験研究設備をコンクリート壁で囲うなどの代替措置を要件とする場合には、必要最小限のものとする。
全国展開の実施時期	平成16年度中に措置

全国

評価意見

別表 1の番号	1119
特定事業の名称	高圧ガス設備の開放検査期間変更事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体の提案に基づき、高圧ガス設備の開放検査期間を変更できるようにする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	一定の組織体制の構築と余寿命予測診断等の代替措置を定めた民間規格が提案され、適格性が確認された結果、国の基準として採用されれば、各事業者がこの規格に沿った管理を行っているかを都道府県が判断することで個別機器についての開放周期の延長を認めることができるようにすること。
全国展開の実施時期	平成 16年度中に措置

評価意見

別表 1の番号	1120
特定事業の名称 措置区分	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業 省令
特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体の提案に基づき、石油コンビナート等特別防災区域における施設地区の配置、特定通路の幅員、通路の配置及び形状等の基準について、同等の安全性が確保される代替措置を講ずることにより、変更できるようにする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断 の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施 内容	規制の特例措置を全国展開するにあたっては、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令において、事業所ごとの状況に応じた設備の配置が可能となるよういわゆる「特認制度」を盛り込むこと。また、地方分権を推進する観点から、地方公共団体が特例内容に係る安全性の判断に事前に関与できるよう措置すること。
全国展開の実施 時期	平成 16年度中に措置

評価意見

別表 1の番号	1201
特定事業の名称	公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	公有水面埋立地における用途変更、権利の移転・設定の許可において、地方公共団体が臨海部の活性化を図る必要があると認めた場合は許可要件に適合することとし、大臣協議の処理期間を2週間に短縮する。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	全国展開に際し、地方公共団体が特区計画にかわる計画を都道府県知事に提出することを要件とする場合には、計画に盛り込むべき内容や手続きについて必要最小限のものとする事。
全国展開の実施時期	平成16年度中に措置

評価意見

	別表 1の番号	1204
	特定事業の名称	自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業
	措置区分	省令
	特区における規制の特例措置の内容	自動車荷役時やテスト走行時の仮ナンバー（回送運行許可番号標）について、車両に傷がつかないように配慮されたものを特区内の一定の区間に限り使用できるようにする。
	評価	地域を限定することなく全国において実施
	の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
	今後の対応方針	-
	全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容 要件のとおり全国展開を行うこと。
	全国展開の実施時期	平成 16年度中に措置

評価意見

別表 1の番号	1205
特定事業の名称	重量物輸送効率化事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	重量物を輸送する特定の車両について、橋梁・高架の道路等を含まない経路を通行し、地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しないこととする。
評価	その他 (新たな特区認定の状況を見つつ評価を行う)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	第 1次提案において本特例措置が実現した後に、別途、平成 15年 10月に制度改正が行われた (セミトレーラー等については道路運送車両の保安基準において車両総重量が従前の最大 28から36tに緩和。また、特殊車両通行許可制度においては連結車両総重量が従前の 36程度から最大 44tに緩和)。この全国的な規制緩和により業界団体などのニーズも満たされていると考えられる。したがって、新たな特区認定の状況も見つつ、評価を行うこととする。 (参考 現在の認定特区ではセミトレーラー部分が約 44t トラクター部分を加えた連結車両総重量が 50 超であるため本特例措置を利用している)
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表 1の番号	1301・1302
特定事業の名称	国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	国立・国定公園内で、地域活性化に資する催しのために一時的に行われる風致又は風景の維持に支障のない行為について、特別地域における許可及び普通地域の届出を要しないこととする。
評価	その他 (平成 17年度上半期に評価を行う)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	規制所管省庁は 継続して又は繰り返して催しを実施することの蓄積が動植物の生息、生育状況等に変化をもたらす弊害となる可能性がある」との点について再度調査を行うこと。平成 17年度上半期に評価し、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表 1の番号	1303
特定事業の名称	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	複数人による有害鳥獣駆除に従事する場合において、補助者に狩猟免許を所持しない者が従事することを認める。
評価	その他 (平成 16年度下半期に評価を行う)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	規制所管省庁において、わなによる捕獲は、使い方を誤れば、人身事故や目的外の希少鳥獣などを錯誤捕獲する可能性があることについて、ハイカー等が山村地域へ入り込む夏の時期からクマが広範囲に活動する冬眠直前を中心として平成 16年度下半期に調査 評価を行い、特段の問題がないわなについて規制所管省庁において全国展開を行うこと。ただし、実施に向けては、秋の調査後、特に野生鳥獣がエサを求めて活発に活動する早春の状況も参考とすることとする。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表 1の番号	1304(1305)
特定事業の名称	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業
措置区分	告示
特区における規制の特例措置の内容	再生利用認定制度(リサイクル対象品について、環境大臣認定により、廃棄物処理に係る業、施設の許可を不要とする枠組み)の対象品目を拡大する。(廃 FRP船をセメント材料として利用する場合又は廃タイヤを製鉄原料として利用する場合、 廃木材を製鉄原料として利用する場合)
評価	その他 (平成 17年度上半期に評価を行う)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	本年度末に規制所管省庁が実施する調査に基づき、平成 17年度上半期に評価し、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。 (1)廃タイヤを製鉄原料として利用する場合には全国展開。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

平成16年度上半期の評価対象として扱わないことが妥当な規制の特例措置

(1) 全国展開に関する評価になじまないもの

504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

505 特定事業等に係る外国人の永住許可弾力事業

504については、特区において単独で行われるものではなく、特区における他の特定事業と併せて実施されるものである。また特区における特定事業等に係る入国・在留諸申請を特区以外における一般の事業に係る入国・在留資格諸申請より優先するという性格上、仮に全国展開すれば優先関係がなくなる。したがって全国展開に関する評価になじまない。

また、505についても単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるものである。また、特区以外では、永住許可要件として外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者は当該在留実績について5年以上となっているところを、特区では特定事業等について3年以上に短縮されているところ、仮に全国展開すれば特区における特定事業に代わる指標がなくなるため全国展開に関する評価になじまない。

815 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業

815についても単独で行われるものではなく、813又は814(国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業)の規制の特例措置と必ず併せて適用され、813又は814の適用を受ける特区計画の推進を図るためのものである。したがって、仮に813及び814の規制の特例措置が全国展開すれば、815の適用により推進を図るべき特区計画がなくなることから、815自体については全国展開に関する評価になじまない。

1101 再生資源を利用したアルコール製造事業

1101については、再生資源の利用を促進するため、再生資源を利用したアルコールの流通段階においてアルコール帳簿記載義務、定期報告規定の適用を除いている。この規制緩和により、再生資源アルコールを酒類の原料として不正に使用される弊害の発生が想定されたため、化学物質(例えばメタノール)を混和する装置をつけることを予防措置とした。し

かしながら、規制所管省庁からの意見聴取を通じ、本規制の特例措置については、当該アルコールが酒類の原料として直接不正に使用される弊害の発生については混和装置により予防可能であるとしても、別の工業用アルコールと併せて不正に利用されるという弊害（当該再生資源アルコールを工業用アルコールとして帳簿に記載する代わりに、工業用アルコールを酒類に転用する脱法行為）を想定することについては合理性が認められた。このため、本件については、認定特区における実際の運用状況を確認するだけでなく、規制所管省庁において弊害防止のため別途の対策を講じる必要性を含め問題点について整理・検討した上で判断すべきであり、全国展開に関する評価になじまない。

（２）現時点では、当該特例措置の適用を受けた実例がないもの

- ８１１ 校地面積基準の引き下げによる大学設置事業
- ２０１ 国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業
（現：研究職員の勤務時間内技術移転兼業事業）
- ２０２ 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業
（現：研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業）

これら３特例措置については、特例措置の適用があれば、評価の対象とする。

なお、８１１については、本特例措置を適用するものとして認定を受けた特区計画は京都府・大阪府・奈良県が連名で申請した「けいはんな学研都市知的特区」のみである。

この計画においては、学校法人が学研都市地域内に医療技術系大学を設置することとし、その際、学研都市地域において所要の土地（ 8000m^2 ）の取得が困難（ 6200m^2 又は 7100m^2 しか確保できない）であるため、本特例措置を適用することとなっていたところ。

しかしながら、大学の設置を予定していた学校法人側の都合により、学研都市地域内での大学の設置そのものが見送られることとなり、かつ、この学校法人の他に学研都市地域内に本特例措置を活用して大学を設置しようとする者もないことから、この特区計画のうち、本特例措置に係る部分を取り消す申請が地方公共団体からなされた。このため、現時点においては、特例措置の実施状況の調査対象が存在せず、全国展開に関する評価を行うことは妥当でない。

また201、202については、本特例措置を適用するものとして認定を受けた特区として第4回認定までにそれぞれ、4特区、18特区があった。しかしながら、本特例措置については勤務時間内兼業を行う者が生じることのないまま、国立大学の法人化等により一部全国展開が行われ、主たる対象として想定されていた国立大学教員については制度の対象外となった。現在、制度の対象である試験研究独立行政法人(特定)及び試験研究機関の研究員については、柔軟な勤務形態を取ることが可能である等の事情から、勤務時間内兼業を行った者の実績がない。このため、現時点においては、全国展開に関する評価を行うことは妥当でない。